

農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４１条第１項の規定に基づき、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第２項において準用する同法第３８条第１項の規定により公告する。

令和７年１１月２７日

山口県知事 村岡嗣政

１ 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（㎡）
長門市俵山字寺田３２５６番１	田	１，０４９
長門市俵山字寺田３２５６番２	田	３００
長門市俵山字寺田３２５８番１	田	１，１９８
長門市俵山字寺田３２５８番２	田	１，１２５
長門市俵山字寺田３２６６番１	田	１，５２７

２ 申請に係る農地の利用の現況

農地法第３３条第１項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

３ 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公社から借受希望者に農地を貸し付ける。

４ 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和８年２月１日	６年間	２４

５ 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

（１）提出期限

令和７年１２月１１日

（２）提出先

山口県農林水産部農業振興課農地調整班

（３）記載事項

- ① 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ② 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ③ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- ④ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ⑤ 意見の趣旨及びその理由
- ⑥ その他参考となるべき事項